

議員提案第44号

消費税増税における価格転嫁対策等の具体化に関する意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成24年10月2日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

高橋三義

串田修平

梅山修

遠藤哲

阿部松雄

古泉幸一

吉田孝志

みの欣之

本岡良雄

小山進

渡辺仁

## 消費税増税における価格転嫁対策等の具体化に関する意見書

8月10日に消費税率を10%まで引き上げることを含む社会保障と税の一体改革関連法が成立しました。しかし、その中に農業者を初めとする多くの中小事業者（以下、「農業者等」という）にとって、大問題となっている価格転嫁問題を解消するための有効な具体策が盛り込まれず、低所得者等に対する対策も具体化されていません。

消費税増税に当たっては、東日本大震災や集中豪雨の被災地復興の取り組み、経済状況に配慮しつつ、社会保障の充実、安定化、財政再建を実現することはもちろん、国民の食生活、地域、農業を豊かにし、安心できる社会を実現する観点から、消費税導入時や過去の引き上げ時を上回る財政、税制等の措置を講ずることが不可欠です。

とりわけ、消費税率が2桁になる中で、消費者の食生活を守り、かつ、価格転嫁問題を解消できる対策として、食料品、農産物に対する軽減税率の導入を初め、仕入税額の簡易な還付申告制度等の構築、事務負担に十分配慮したインボイスの導入、税務申告に対する万全な支援などの措置がぜひとも必要です。

つきましては、下記事項の実現について、強く要望いたします。

### 記

#### 1 食料品、農産物等に対する軽減税率の導入

消費者の食生活を守り、かつ、消費税を転嫁できない農業者等の価格転嫁問題を解消するため、食料品、農産物等に対する軽減税率を導入すること。

#### 1 簡易な還付申告制度等の構築

軽減税率を導入した場合に必要な仕入税額の還付申告については、農業者等の事務負担に配慮し、現行の簡易課税制度をベースとした簡易、簡素な仕組みを設けること。

軽減税率を導入しても、免税事業者などでは仕入税額分の転嫁問題が残ることから、仕入税額補償制度（仮称）を創設すること。

#### 1 小規模事業者の事務負担等に十分配慮したインボイスの導入

軽減税率の導入に伴い導入が求められるインボイスについては、事務負担の増加や免税事業者の排除等の懸念を払拭するため、現行の請求書の様式や申告方法を基本とし、代理発行等も認めること。

#### 1 農業者等の税務申告支援体制の整備など移行対策の措置

消費税増税の円滑な対応を含め、農業者等の税務対応の強化を図るため、農業者等の税務申告を支援する体制等を整備する必要があることから、中小企業団体の経営改善普及事業に対する国等の支援措置を参考に、万全な支援措置を講ずること。

農業者等の税務申告支援に当たって、税務署、地方自治体、税理士会など関係団体が一体となった支援体制の枠組みの構築など、地域実態を踏まえた支援体制の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年10月2日

新潟市議会議長  
藤田 隆

内閣総理大臣 }  
財務大臣 } あて